国家公務員給与の実態

~ 令和7年国家公務員給与等実態調査の結果概要 ~

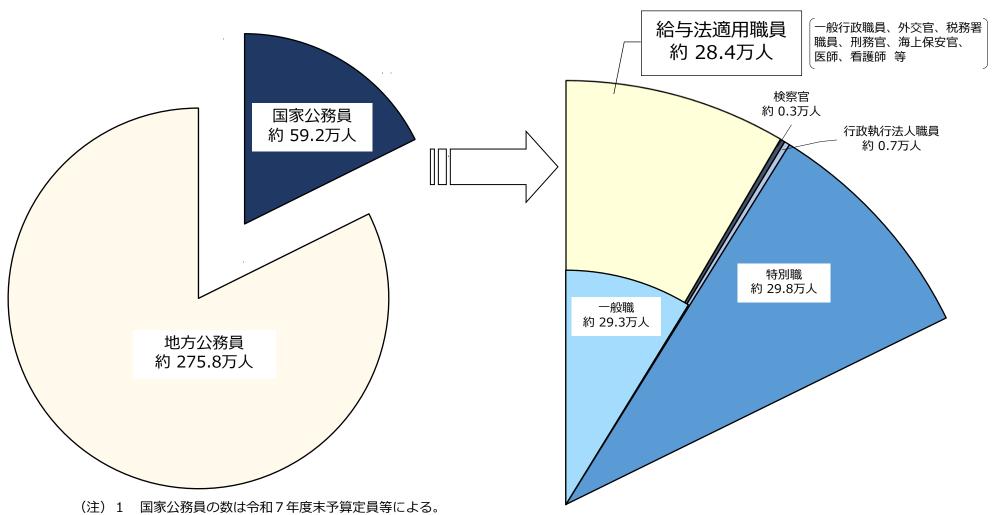
令和7年8月 人 事 院

目次

•	公務員の種類と給与勧告の対象職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
•	適用俸給表別人員、平均年齢及び構成比・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
•	適用俸給表別平均俸給額及び平均給与月額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
•	行政職俸給表(一)の性別人員及び構成比 ・・・・・・・・・・・・・・・	4
•	行政職俸給表(一)の最終学歴別人員構成比 ・・・・・・・・・・・・・・・	5
•	行政職俸給表(一)の組織区分別平均給与月額、人員及び平均年齢 ・・・・・・	6
•	行政職俸給表(一)の級別人員及び構成比 ・・・・・・・・・・・・・・・	7
•	全職員及び行政職俸給表(一)の給与種目別平均給与月額及び構成比 ・・・・・・	8
•	手当別受給者数及び受給者平均手当月額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

公務員の種類と給与勧告の対象職員

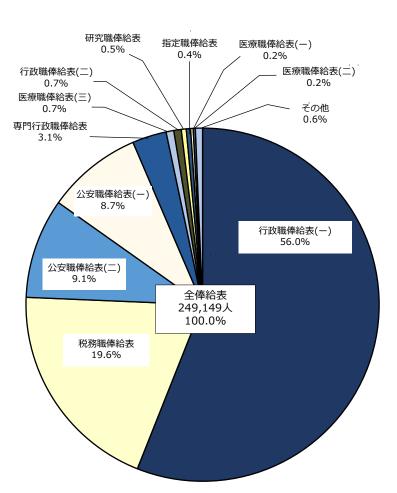
公務員には、国家公務員約59.2万人と地方公務員約275.8万人がいます。そのうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律(給与法)」の適用を受ける一般職の国家公務員約28.4万人です。



- 2 地方公務員の数は総務省「令和6年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。
- 3 人員は、それぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合致しない場合がある。

適用俸給表別人員、平均年齢及び構成比

令和7年4月1日現在の全俸給表の適用人員(新規採用者等を除く。)は249,149人で、平均年齢は41.8歳となっています。このうち、一般行政事務を行っている職員に適用される行政職俸給表(一)は、適用人員が139,580人(56.0%)となっています。



区 分 俸 給 表	職員の例	適用人員 (人)	平均年齢 (歳)
全俸給表		249,149	41.8
行政職俸給表(一)	一般行政職員	139,580	41.9
行政職俸給表(二)	守衛、用務員、自動車運転手	1,703	51.3
専門行政職俸給表	航空管制官、特許庁の審査官	7,797	42.9
税務職俸給表	税務署職員	48,942	41.3
公安職俸給表(一)	皇宮護衛官、刑務官、入国警備官	21,786	41.7
公安職俸給表(二)	海上保安官	22,782	39.8
海事職俸給表(一)	船長、機関長、航海士	198	41.3
海事職俸給表(二)	甲板長、機関員	367	41.0
教育職俸給表(一)	大学に準ずる学校(気象大学校等)の教授、准教授	99	46.0
教育職俸給表(二)	国立障害者リハビリテーションセンターの教官	60	49.3
研究職俸給表	研究員	1,122	46.0
医療職俸給表(一)	医師、歯科医師	582	53.9
医療職俸給表(二)	薬剤師、栄養士	498	46.6
医療職俸給表(三)	保健師、看護師	1,760	48.2
福祉職俸給表	障害者支援施設の生活支援員、介護員	234	44.2
専門スタッフ職俸給表	政策情報分析官、国際総合研究官	147	56.2
指定職俸給表	事務次官、本府省局長、審議官	979	57.2
特定任期付職員俸給表	高度の専門的業務を行う任期付職員	481	43.5
第一号任期付研究員俸給表	招へい型任期付研究員	13	45.2
第二号任期付研究員俸給表	若手育成型任期付研究員	19	35.4

- (注) 1 本資料は、「令和7年国家公務員給与等実態調査」により作成している(以下3~10ページの各資料において同じ。)。
 - 2 構成比は、それぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある(以下4~9ページの各資料において同じ。)。
 - 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、給与法附則第8項により俸給月額が決定される職員を除いた数値である(以下3~9ページの各資料において同じ。)。

適用俸給表別平均俸給額及び平均給与月額

主な俸給表が適用される職員の平均俸給額及び平均給与月額は、以下のとおりです(令和7年4月現在)。

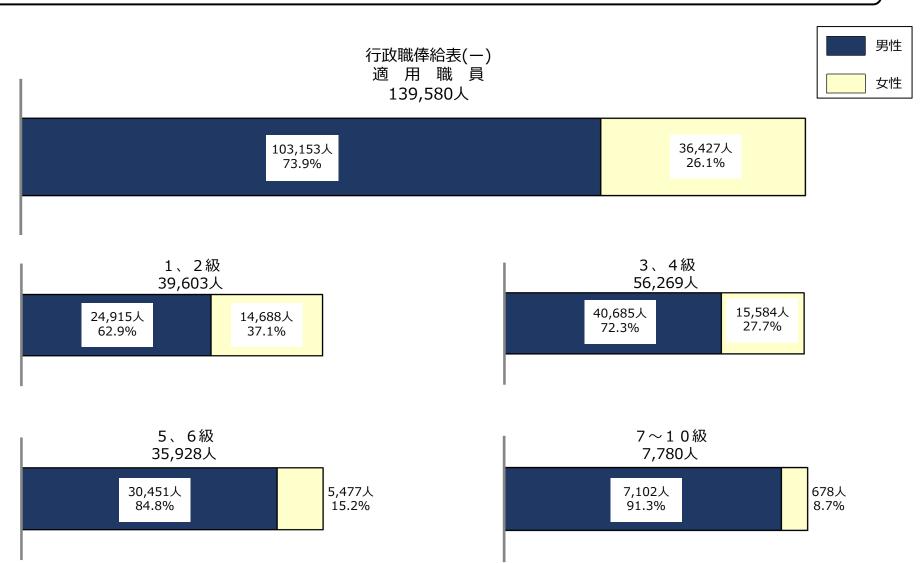
俸給表	平均俸給額	平均給与月額
全俸給表	345,458円	424,979円
行政職俸給表(一)	332,237円	414,480円
行政職俸給表(二)	294,567円	337,907円
専門行政職俸給表	364,693円	461,821円
税務職俸給表	364,188円	442,129円
公安職俸給表(一)	339,095円	399,794円
公安職俸給表(二)	354,483円	424,820円
研究職俸給表	412,976円	564,064円
医療職俸給表(一)	522,988円	860,880円
医療職俸給表(二)	325,357円	368,522円
医療職俸給表(三)	333,346円	375,323円
専門スタッフ職俸給表	503,266円	614,766円
指定職俸給表	871,196円	1,044,184円

⁽注) 1 「平均俸給額」には、俸給の調整額を含む。

^{2 「}平均給与月額」は、俸給及び諸手当(所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の 手当を除く。)の合計額である(以下6ページ及び8ページの各資料において同じ。)。

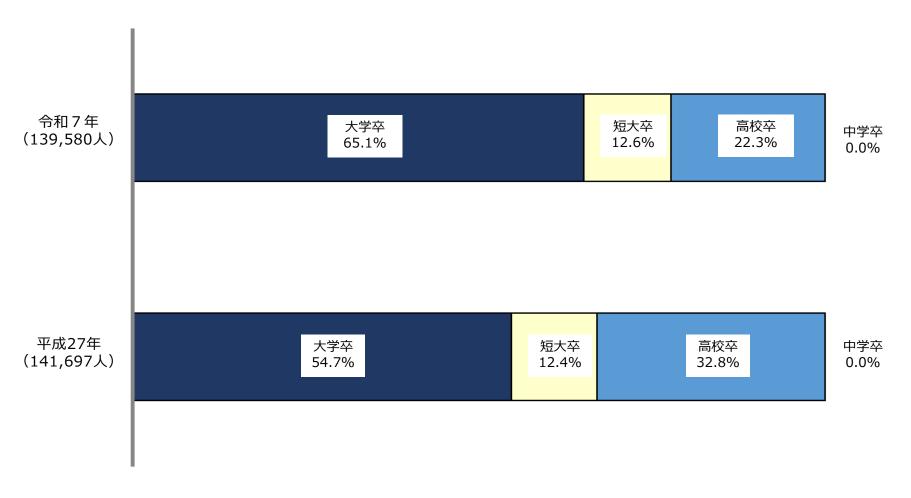
行政職俸給表(一)の性別人員及び構成比

行政職俸給表(一)の性別の人員構成比は、男性が73.9%、女性が26.1%となっています(令和7年4月現在)。



行政職俸給表(一)の最終学歴別人員構成比

行政職俸給表(一)が適用される職員の最終学歴別の人員構成比は、大学卒が65.1%(うち大学院修了8.7%)、短大卒が12.6%、高校卒が22.3%となっており、大学卒の割合は、10年前から10.4ポイント上昇しています(令和7年4月現在)。



(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

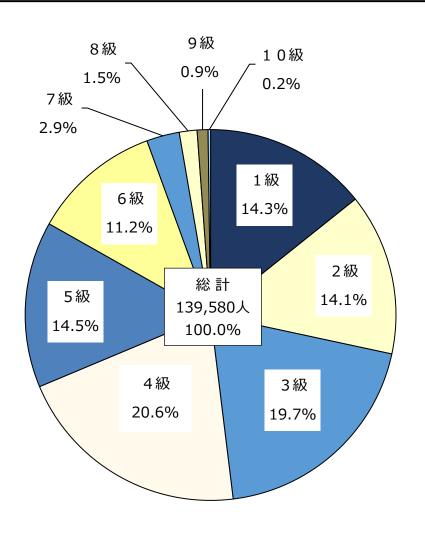
行政職俸給表(一)の組織区分別平均給与月額、人員及び平均年齢

行政職俸給表(一)が適用される職員の組織区分別の平均給与月額、人員及び平均年齢は、以下のとおりです(令和7年4月 現在)。

組織区分	本府省	管区機関 地方整備局、 地方農政局等	府県単位機関 地方法務局、 都道府県労働 局等	その他の 地方支分部局 管区機関、 府県単位機関 以外	施設等機関等 研修所等
平均給与月額	461,808円	413,950円	394,257円	385,263円	366,386円
人員(構成比)	39,918人 (28.6%)	32,129人 (23.0%)	20,185人 (14.5%)	43,078人 (30.9%)	4,270人 (3.1%)
平均年齢	40.2歳	43.6歳	43.3歳	41.8歳	38.0歳

行政職俸給表(一)の級別人員及び構成比

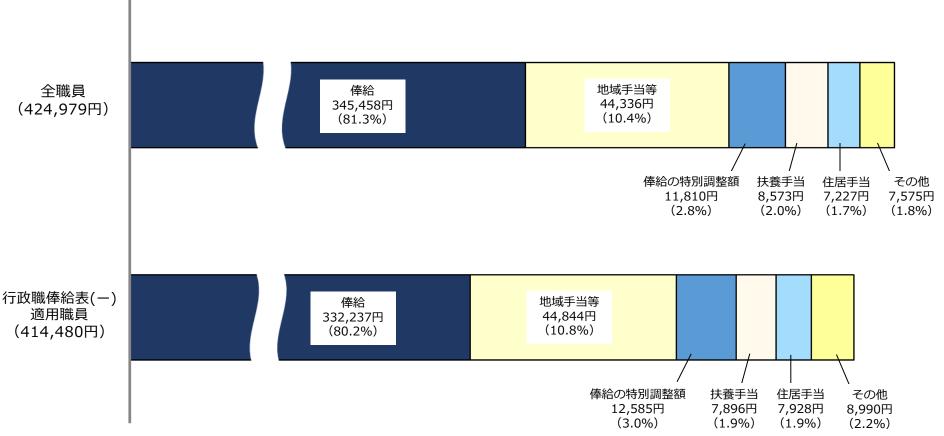
行政職俸給表(一)が適用される職員の級別の人員及び構成比は、以下のとおりです(令和7年4月現在)。



機関等職務の級	本府省	府県単位 機 関	人員
10級	課長		300人
9級	林 攻		1,322人
8級	室 長	機関の長	2,158人
7級		一成人の大	4,000人
6級	課長補佐	課長	15,691人
5級		林 文	20,237人
4級	/5 E	課長補佐	28,802人
3級	係長	係長	27,467人
2級	 係 員	係員	19,692人
1級	一体 具	旅 其	19,911人
総計			139,580人

全職員及び行政職俸給表(一)の給与種目別平均給与月額及び構成比

全職員の平均給与月額は424,979円で、令和6年の平均給与月額に比べて10,178円増加しています。 また、民間給与との比較の対象となる行政職俸給表(一)が適用される職員の平均給与月額は414,480円で、令和6年の平均給与月額に比べて9,102円増加しています(令和7年4月現在)。



- (注) 1 俸給には、俸給の調整額を含む。
 - 2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。
 - 3 その他は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

手当別受給者数及び受給者平均手当月額

手当別の受給者数及び受給者平均手当月額は、以下のとおりです(令和7年4月現在)。

全職員 : 249,149人

区 分 手 当	受給者数(人)	受給者平均 手当月額(円)
地域手当	208,974	49,623
扶養手当	104,813	20,379
住居手当	69,536	25,896
俸給の特別調整額 (いわゆる管理職手当)	42,160	69,791
本府省業務調整手当	40,828	23,551
広域異動手当	33,553	20,162
寒冷地手当	24,633	16,714
単身赴任手当	17,198	46,952
特地勤務手当(準特地勤務手当を含む) (いわゆるへき地手当)	2,590	46,317
初任給調整手当 (医師等の人材確保のための手当)	717	164,613
通勤手当	199,629	14,972

⁽注) 寒冷地手当の受給者平均手当月額は、支給期間(11月~3月)における受給総額を12月で除した一月当たりの額である。